

令和8年度（2026年度）

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領

総務部 庁舎管理課
電話 042-620-7211

目 次

	ページ
1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 募集物件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 物件の貸付面積・貸付料・・・・・・・・	1
4 応募資格要件・・・・・・・・	2
5 契約上の条件・・・・・・・・	2
6 応募申込手続・・・・・・・・	4
7 応募者の資格審査とその結果通知・・・・・・・・	5
8 募集事務要領に関する質問の受付及び回答・・・・・・・・	5
9 入札及び審査、開札・・・・・・・・	5
10 契約の手続・・・・・・・・	6
11 設置業者の決定の取消・・・・・・・・	7
12 貸付料、電気料及び売上分配金の納付・・・・・・・・	7
13 問合せ先・・・・・・・・	7
設置までの進め方・・・・・・・・	8
応募申込書（第1号様式）・・・・・・・・	9
誓約書（第2号様式）・・・・・・・・	10
質問書（第3号様式）・・・・・・・・	11
入札書（第4号様式）・・・・・・・・	12
委任状（第5号様式）・・・・・・・・	13

自動販売機設置事業者募集事務要領

1 趣旨

本市市有財産の有効活用を推進するため、公共施設での自動販売機設置事業者を募集します。本貸付は、清涼飲料水の自動販売機の設置及び運営ができる事業者又は個人を制限付一般競争入札により決定し、賃借人との間に八王子市公共施設内自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結するものです。

2 募集物件

物件 番号	所在地	設置する場所	計	最低売上 分配金率
1	八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号	八王子市役所本庁舎 2 階 西側エレベーターホール前	1 台	20%
2	八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号	八王子市役所本庁舎 4 階 西側エレベーターホール前	1 台	20%
3	八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号	八王子市役所本庁舎 5 階 西側エレベーターホール前	1 台	20%
4	八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号	八王子市役所本庁舎 7 階 西側エレベーターホール前	1 台	20%
5	八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号	八王子市役所食堂横（屋外）	1 台	10%

3 物件の貸付面積・貸付料

(1) 物件 1

貸付面積 : 1.58 m²

貸付料 : 16,324 円（年額）

※令和 8 年度分 5,411 円 令和 13 年度分 10,882 円

(2) 物件 2

貸付面積 : 1.79 m²

貸付料 : 18,496 円（年額）

※令和 8 年度分 6,131 円 令和 13 年度分 12,330 円

※貸付範囲内に冷水機が設置されていますが、
令和 8 年 12 月 1 日までに移設予定です。

(3) 物件 3

貸付面積 : 1.60 m²

貸付料 : 16,533 円（年額）

※令和 8 年度分 5,480 円 令和 13 年度分 11,022 円

(4) 物件 4

貸付面積 : 1.76 m²

貸付料 : 18,185 円（年額）

※令和 8 年度分 6,028 円 令和 13 年度分 12,123 円

(5) 物件 5

貸付面積 : 2.00 m²

貸付料 : 7,110 円 (年額)

※令和 8 年度分 2,358 円 令和 13 年度分 4,740 円

※入札前に、必ず現地を確認してください。

所在地、設置する施設については、別紙「案内図」「配置図」「施設状況等」を参考にしてください。

4 応募資格要件

- (1) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有していること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (4) 令和 8 年 10 月 7 日時点において、八王子市から指名停止措置又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 国税、八王子市税の未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと。

5 契約上の条件

(1) 賃貸借契約の内容

本件貸付契約は地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで

(3) 設置費用

自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は賃借人の負担とします。

支払方法等は、別紙「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）」を参照してください。

(4) 自動販売機の仕様・販売品等について

ア 自動販売機の形状、塗装等は、公共施設の利用者に不快感を与えないものとする。

イ ユニバーサルデザイン型（バリアフリータイプ）のものを設置すること。

ウ 省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

エ 施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

オ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置に当っては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。

カ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、

- 完了した旨を当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
- キ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- ク 販売品は、清涼飲料水とし、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条に規定する酒類及びノンアルコールビールその他酒類に類似する飲料を除くものとする。
- ケ 物件 2 の自動販売機の販売品は、缶、ペットボトル、紙パック飲料とすること。
紙パックは、ストロー式で 100%果汁のリンゴ・オレンジ・グレープを最低 2 種類収容すること。
- コ 販売品の維持管理及び補充は、賃借人の責任において行うこと。
- サ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- シ 販売品をメーカー希望小売価格よりも廉価で販売する場合には、施設管理者と協議すること。
- ス 故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示しておくこと。
- セ 自動販売機の売上げの一部が、八王子市の事業へ使用されていることを自動販売機の前面に明記すること。明記する文案は以下のとおり。
「この自動販売機の売上の一部は、八王子市の財源として、福祉や子育てなど幅広い事業に使われています。」
- ソ 災害などの緊急時に飲料を取り出し、周辺の方に無償で提供できる機能を搭載すること。
- タ 現金のほか、キャッシュレス決済機能を搭載すること。
- チ 新日本銀行券及び新硬貨が発行された場合は、速やかに識別装置を交換又は識別可能な自動販売機に交換すること。

※別紙「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）」も参照してください。

6 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和8年10月7日から令和8年10月19日まで
午前9時から午後5時まで（12時～13時を除く）
（土、日、祝日は受付を行いません。）

(2) 申込受付場所

八王子市役所8階総務部庁舎管理課（八王子市元本郷町三丁目24番1号）

(3) 申込みに必要な書類

ア 法人の場合

- ① 応募申込書（第1号様式）
- ② 誓約書（第2号様式）
- ③ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- ④ 代表者の印鑑証明書
- ⑤ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。
- ⑥ 八王子市税の納税証明書（八王子市内に本社又は事業所がある法人の場合）
 - a 法人市民税
申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。
 - b 固定資産税・都市計画税
令和7年度及び令和8年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。
- ⑦ 財務諸表（写し・直前決算2年間分）
損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。
- ⑧ 4(1)が分かる資料
- ⑨ 支店又は事業所等で申し込み、契約を行う場合は本社との関係が分かる資料

イ 個人の場合

- ① 応募申込書（第1号様式）
- ② 誓約書（第2号様式）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。
- ⑤ 八王子市税の納税証明書（八王子市民の方のみ）
 - a 市民税
令和7年度及び令和8年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。
 - b 固定資産税・都市計画税
令和7年度及び令和8年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。
- ⑥ 身分証明書
本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を提出すること。
- ⑦ 直近2年度分の所得税確定申告書の写し

- ⑧ 4(1)が分かる資料
- (4) 入札保証金
なし

7 応募者の資格審査とその結果通知

審査の上、不適格であれば令和8年10月26日までに電話で連絡し、後日応募申込書等と添付書類を返却します。

8 募集事務要領に関する質問の受付及び回答

募集事務要領について不明な点がある場合は、質問書（第3号様式）を使用してください。次のとおり受付して回答します。名刺を添付してください。

- (1) 質問受付期間、受付場所及び提出方法
6(1)の期間内に、6(2)の申込受付場所に提出してください。
- (2) 回答方法
質問内容（資格審査適格者の質問のみ）及び回答をまとめ、文書で資格審査適格者全員にメールします。

9 入札及び審査、開札

- (1) 日時
 - ア 集合日時
令和8年10月27日（火）午前10時00分（時間厳守）
 - イ 入札開始時刻
午前10時10分
 - ウ 会場
八王子市役所8階 804会議室（八王子市元本郷町三丁目24番1号）
 - エ 開札時刻
入札締切後、即時開札
- (2) 持参するもの
 - ア 入札書（第4号様式）
1物件につき1枚を、それぞれ入札用封筒（長形3号）に入れて持参してください。
 - イ 委任状（第5号様式）
申込者（代表者等）ではなく、代理人（担当者等）が入札する場合、必要となります。
 - ウ 本人確認ができるもの（社員証、自動車免許証など）
- (3) 入札書の記入について
入札書は、売上分配金率等を記入した上で、当日持参してください。
売上分配金率とは、売上分配金を算出するために売上金額に乗じる一定の率のことです。
 - ア 売上分配金率記入欄
入札書へ売上分配金率を、アラビア数字（0、1、2、3・・・）を使用し、記入してください。

小数点以下は記入しないでください。

入札書の売上分配金率の訂正はできません。

売上分配金率以外の訂正、挿入、削除した箇所には申込者の印（代理人の場合は代理人の印）を押してください。

イ 住所・氏名欄

法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

個人の場合は、入札者の住所・氏名（代理人の場合は代理人名）を記入の上、押印（代理人の場合は代理人の印）すること。

代理人が入札する場合は、法人又は個人（委任者）の所在地・名称・代表者氏名を記入、代表者印を押印するとともに、代理人の所在地・名称・代表者氏名を記入の上、代理人の印を押印すること。

(4) 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

ア 市の指定した最低売上分配金率未満の売上分配金率を入札したとき。

イ 小数点以下の売上分配金率を記入したとき。

ウ 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

エ 入札者が同一の入札に2以上の売上分配金率を記入し、入札をしたとき。

オ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

カ 入札者が談合して入札したとき。その他、入札に際して不正の行為があったとき。

キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 入札書の売上分配金率が訂正してあるとき。

ケ 入札書の売上分配金率以外の記載事項を訂正、挿入、又は削除した場合に、その箇所に押印のないとき。

コ 入札者が同一の入札に2以上の物件番号を記入し、入札をしたとき。

サ その他この自動販売機設置事業者募集事務要領において無効とするもの。

(5) 落札者の決定について

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された売上分配金率が市の定める最低入札売上分配金率以上で、最も高い売上分配金率をもって入札した者を落札者とします。

イ 最も高い売上分配金率の入札をした者が同率で2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

ウ 落札決定者（設置予定者）はその権利を他者に譲ることはできません。

エ 落札者があるときは、その者の名称（個人の場合は氏名）及び売上分配金率を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者全員に知らせます。

オ 設置者を決定したときは、その者の名称（個人の場合は氏名）及び売上分配金率を、決定しないときはその旨を公表します。

10 契約の手続

落札者は、令和8年11月6日までに八王子市と本件契約を締結していただきます。「自

動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）」は別紙のとおりです。また、本契約に添付する収入印紙及び本契約締結に関して必要な費用は賃借人（落札者）の負担となります。

11 設置業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに契約の手續に応じなかった場合
- (2) 契約締結までの間に賃借人が応募者の資格を失った場合

12 貸付料、電気料及び売上分配金の納付

(1) 貸付料

契約開始年度の貸付料を契約締結後 30 日以内の指定する日までに施設管理者の発行する納入通知書で支払うものとします。また、契約開始年度以降の貸付料は、毎年度 4 月 30 日までに施設管理者の発行する納入通知書で支払うものとします。

(2) 電気料

自動販売機に係る電気料について、施設管理者が月を単位として発行する納入通知書により、施設管理者が算出する額を指定する日までに納入してください。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとします。）を自らの負担で設置してください。

電気料の算出方法

電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）＝施設全体の電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）÷施設全体の月間消費電力量×当該子メーターの表示する月間消費電力量

(3) 売上分配金

売上分配金については、自動販売機の月の売上げ（消費税込）を翌月の 10 日までに市に報告してください。市が報告された自動販売機の月の売上げに売上分配金率を乗じて月額（消費税込）を算出し、借受人（落札者）に通知します。売上分配金の納入通知書に記載してある納入期限までに納入してください。

13 問合せ先

総務部 庁舎管理課

電話 042-620-7211

設置までの進め方

募集事務要領の配布（令和 8 年 10 月 7 日）

- ・八王子市役所本庁舎 8 階総務部庁舎管理課で配布します。
- ・市ホームページに掲載します。



応募申込書の受付開始（令和 8 年 10 月 5 日）

- ・八王子市役所本庁舎 8 階総務部庁舎管理課で受付します。
- ・質問書も受付します。



応募申込の提出期限・質問書の提出期限（令和 8 年 10 月 19 日）

- ・審査の上、不適格であれば理由を示して返却します。
- ・質問を取りまとめ、回答を作成して資格審査適格者全員にメールします。



入札（令和 8 年 10 月 27 日）

- ・八王子市役所本庁舎 8 階 804 会議室で行います。
- ・落札者を決定します。



契約（令和 8 年 11 月 6 日まで）

契約書を作成して契約を行います。



入金確認（令和 8 年 11 月 26 日まで）

貸付料（定額年額）の入金を確認します。



自動販売機の設置（令和 8 年 12 月 1 日）



売上分配金の納付

毎月の売上額を翌月の 10 日までに報告、市が指定する日までに納入してください。

第1号様式
受付番号

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集に応募したいので、必要書類を添えて申し込みます。なお、落札決定後は参加者の売上分配金率及び落札者の法人名又は個人名を公開することに同意します。

1 申込者

所在地（住所）

（〒 — ）

名称及び代表者氏名（氏名）

印

電話番号

担当者氏名

2 応募物件

設置を希望する物件の申込欄に○を記入してください。

物件 番号	所在地	設置する場所	計	申込欄
1	八王子市元本郷町三丁目24番1号	八王子市役所本庁舎2階 西側エレベーターホール前	1台	
2	八王子市元本郷町三丁目24番1号	八王子市役所本庁舎4階 西側エレベーターホール前	1台	
3	八王子市元本郷町三丁目24番1号	八王子市役所本庁舎5階 西側エレベーターホール前	1台	
4	八王子市元本郷町三丁目24番1号	八王子市役所本庁舎7階 西側エレベーターホール前	1台	
5	八王子市元本郷町三丁目24番1号	八王子市役所食堂横（屋外）	1台	

3 添付書類

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領の4ページ、6(3)に記載されている必要書類を添付

第2号様式
受付番号

誓 約 書

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

申込者
所在地（住所）
（〒 — ）

電話番号

名称及び代表者氏名（氏名）

印

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集の応募申込みに当たり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
- 2 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
- 4 令和8年10月7日時点において、八王子市から指名停止措置又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- 5 国税、八王子市税の未納がないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

第3号様式
受付番号

質 問 書

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

所在地（住所）
（〒 — ）

名称及び代表者氏名（氏名）

担当者名

所属部署

電話番号

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集の応募申込みの検討資料とするため、次の点について質問します。

質問内容

--

第4号様式
受付番号

入 札 書

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

一般競争入札による市有財産（公共施設内自動販売機設置場所）貸付けについて、自動販売機設置業者募集事務要領及び自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）を承諾のうえ、入札します。

所在地（住所）
（〒 — ）

名称及び代表者氏名（氏名）

印

上記代理人
所在地（住所）
（〒 — ）

名称及び代表者氏名（氏名）

印

物件番号

売上分配金率

整数表記のこと

パーセント

（注意事項）

- 1 売上分配金率は、物件1・2・3・4は20パーセント以上、物件5は10パーセント以上とし、整数で記入すること。
- 2 入札書は、封筒（長形3号）に入れ提出してください。
複数の物件に入札する場合は、入札書はそれぞれ封筒に入れてください。
- 3 代理人が入札するときは必ず委任状を持参し、委任者の住所（所在地）・氏名（名称）・代表者氏名を記入、押印するとともに、代理人の住所氏名を記入、押印をして入札してください。

第5号様式
受付番号

委任状

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

(委任者)

所在地(住所)

(〒 —)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

次の者を代理人と定め、貴市における自動販売機設置事業者募集事業の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者)

所在地(住所)

(〒 —)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

※申込者(代表者等)ではなく、代理人(担当者等)が入札する場合、本委任状が必要となります。